

御杖村生活支援サポーター事業実施要綱の一部を改正する告示

御杖村生活支援サポーター事業実施要綱(平成30年御杖村告示第91号)の一部を次のように改正する。

第1条中「設置することにより」の次に「、日常生活の平易な手伝いが必要な高齢者に対して、簡単な生活支援(身体介護を除く。)を行うことにより、」を加える。

第6条第2号を同条第3号とし、同条第1号中「概ね65歳以上の者」を「65歳以上の独居高齢者(支援の内容により、日中独居高齢者を含む。)」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(2) 65歳以上の高齢者のみ世帯(支援の内容により、日中高齢者のみ世帯を含む。)

第3号様式の様式を削り、同様式に次の様式を加える。

御杖村生活支援サポーター認定証

[別紙参照]

附 則

この告示は、公布の日から施行する。